

いわき市産木材販路拡大等推進支援事業補助金交付要綱を次のように制定する。

令和8年3月31日

いわき市長 内 田 広 之

### いわき市産木材販路拡大等推進支援事業補助金交付要綱

いわき市産木材販路拡大等推進支援事業補助金交付要綱（令和7年3月31日制定）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、市産木材の需要及び販路の拡大等を図ることを目的に、林業事業体等が実施する事業に対する補助金の交付に関して、いわき市補助金等交付規則（昭和45年いわき市規則第24号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第2条 補助対象者は、次の各号に掲げる林業事業体等とする。

- (1) 市内に主たる事業所または住所を有する林業・木材産業関連業者又は関連する団体
- (2) 市内を体験場所として森林学習や林業体験等を企画する事業者又は団体

（補助対象事業、交付要件及び補助率）

第3条 補助対象事業、交付要件及び補助率については、別表第1に定めるとおりとし、補助金の額について、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

（補助対象経費）

第4条 補助対象経費については、別表第2に定めるとおりとする。

(補助金交付申請書の添付書類等)

第5条 規則第4条第1項に規定する期日は、当該補助対象事業を行おうとする日前10日とする。ただし、令和8年度についてはこの限りではない。

2 規則第4条第1項第1号から第2号に規定する添付書類の様式は次のとおりとする。

(1) 事業計画書(第1号様式)

(2) 収支予算書(第2号様式)

3 規則第4条第1項第3号に規定する書類は、同条第2項の規定により提出を省略するものとする。

4 規則第4条第1項第4号に規定する書類は、次のとおりとする。

(1) 申請額の根拠が分かるもの(見積書の写しやカタログ、チラシ、インターネット上の情報など)

(2) 申請者が法人の場合、法人登記事項全部証明書の写し

(3) 申請者がその他団体の場合、規約、約款等団体の運営に必要な事項を定めたものの写し

(4) 市税等完納証明申請書(兼)証明書(別表第1に定める事業区分1に該当する場合)

(5) その他必要となる書類  
(事業計画の軽微な変更)

第6条 規則第7条第1項に規定する「市長の定める軽微な変更」は、次の各号のいずれにも該当する内容とする。

(1) 交付決定額以内の事業費の変更

(2) 事業目的に変更を及ぼさない内容の変更

(実績報告書の添付書類)

第7条 規則第12条第1号に規定する添付書類の様式は次のとおりとする。

(1) 収支決算書(第3号様式)

2 規則第12条第2号に規定する書類は、次のとおりとする。

(1) 事業報告書(第4号様式)

(2) 補助対象となる事業の写真

(3) 補助対象経費となるものを活用していることが分かる写真

(4) 補助対象となる事業に係る費用の領収書の写し

(5) その他必要となる書類

(取組成果の活用状況報告)

第8条 補助金の交付を受けた者は、取組成果の活用状況等について活用状況報告書（第5号様式）を提出するものとする。なお、報告対象事業等については別表第3のとおりとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から実施する。



別表第2（第4条関係）

対象経費	材料費、謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、広告宣伝費、保険料、委託料、使用料及び賃借料、その他
------	---

別表第3（第8条関係）

報告対象事業	報告期間	報告期日
市産木材の需要拡大を目的とした新たな製品・技術の開発等	補助事業実施年度の翌年度から起算して2年間	報告対象年度の2月末まで